

移動等円滑化取組計画書

令和5年6月26日

住 所 埼玉県北足立郡伊奈町小室288

事業者名 埼玉新都市交通株式会社

代表者名 代表取締役社長 唐澤 朝徳

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客設備及び車両の整備に関する事項

- ① バリアフリー法に基づく段差解消については、志久駅、吉野原駅が未整備である。両駅ともプラットホームが道路上空にあり、エレベーターを設置する用地が無いため、整備が困難な状況となっている。志久駅は、エレベーターへの電源供給に必要な変電所の増強工事が2023年度に完了する予定である。吉野原駅は、駅の構造自体が極めて複雑であるため、エレベーター整備の工事費が高額となることも課題となっている。両駅とも、引続き設備所有者である沿線自治体とエレベーター整備に向けた協議を進めて行く。
- ② 駅の改札内設置のトイレには、バリアフリートイレを整備している。今後新たに整備するトイレについても、同様にバリアフリートイレを整備していく。
- ③ 保有車両14編成のうち2019年度末までに12編成がバリアフリー化に対応した車両となっている。残り2編成についても、今後老朽化の際には車両更新によりバリアフリー化に対応した車両へ置換えていく。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ① エレベーター未整備の志久駅、吉野原駅では、車いすのお客さまの乗降の際は階段昇降機を使用している。対応には社員の派遣と昇降機の搬送が必要なため急遽の依頼に対応できないことから、介助を必要とするお客さまに、事前にご連絡頂けるようホームページに情報を掲載し発信をしている。また、階段昇降機を使用する際は階段及び通路を利用して移動するため、使用時は通路の幅が狭くなることから他のお客さまの流動を阻害することが課題となっている。

- ② 手助けを必要とする高齢の方、障がい者の方には、改札通過時に積極的にお声がけを行っており、必要により車いす用スロープを使用し、歩行や乗降の介助を行っている。
- ③ 高齢の方、障がい者の方への適切な対応を行うため、大宮駅社員のサービス介助士資格取得を計画的に実施している。
- ④ 情報提供について、エレベーターやバリアフリートイレの有無、エレベーター未整備駅での対応について、ホームページで情報の提供をしているほか、電話でのお問合せにも対応している。その他、駅ナンバリングの導入、改札内駅看板の4カ国表記、車内放送の英語併用とインバウンド対応の強化をしている。
- ⑤ 2022年度にホームページのリニューアルを行い、スマートフォンへの表示を最適化することで情報提供を強化した。また、各駅の構造を立体的に掲載しバリアフリー対応状況をピクトグラム及び一覧表で掲載し、ご利用されるお客さまへ分かりやすく表示している。

## II 移動等円滑化に関する措置

### ① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

| 対象となる旅客施設及び車両等 | 計 画 内 容<br>(計画対象期間及び事業の主な内容)   |
|----------------|--|
| 志久駅エレベーター整備    | 変電所の増強工事 <ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年度設計完了</li> <li>・2020年度工事着手(2023年度竣工予定)</li> </ul> 自治体によるエレベーター整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・2023年度基本調査着手</li> </ul> |

### ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

| 対 策     | 計 画 内 容<br>(計画対象期間及び事業の主な内容)                                   |
|---------|--|
| 教育訓練の実施 | エレベーター未整備の駅で使用する階段昇降機の使用訓練について、マニュアルを活用しながら実施し、駅社員の技能向上を図っている。 |
| 定期点検の実施 | 旅客施設及び、車両について定期点検を実施し、機能維持を図っている。                              |

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

| 対 策          | 計 画 内 容<br>(計画対象期間及び事業の主な内容)   |
|--------------|--|
| 声かけサポート運動の実施 | 車いすをご利用の方にお声かけをおこない、乗降の介助を必要とする方にはホームと車両間に渡り板を設置して対応している。また、手助けを必要とする高齢者の方、障がいをお持ちの方がいらした場合は、積極的にお声かけを行っている。 |

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

| 対 策                   | 計 画 内 容<br>(計画対象期間及び事業の主な内容)                     |
|-----------------------|--|
| 老朽化した視覚障がい者用誘導ブロックの取替 | ・今羽駅及び吉野原駅の老朽化した視覚障がい者用誘導ブロックの取替を計画している。(2023年度) |

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

| 対 策                  | 計 画 内 容<br>(計画対象期間及び事業の主な内容)  |
|----------------------|---|
| 障がい者の接遇に関する民間資格の取得促進 | 社員のサービス介助士資格取得について、取得および資格更新時の費用を全額負担している。資格取得については、毎年度計画的に実施し、資格取得者を増やしている。<br>また、駅社員を対象に車いす、階段昇降機の取扱い、お客さまに応じた介助、ご案内方についての勉強会を継続して実施している。 |

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

| 対 策               | 計 画 内 容<br>(計画対象期間及び事業の主な内容)   |
|-------------------|--|
| 駅構内における広報活動及び啓発活動 | バリアフリースイールの利用マナー等について、駅構内におけるポスター掲出、チラシ配布、構内放送等を継続して実施している。また、「声掛け・サポート」運動強化キャンペーンに参画している。 |

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

|  |
|--|
|  |
|--|

IV 前年度計画書からの変更内容

| 対象となる旅客施設<br>及び車両等又は対策 | 変 更 内 容 | 理 由 |
|------------------------|---------|-----|
|                        |         |     |

V 計画書の公表方法

|   |
|---|
| ホームページに掲載し、公表する。<br>【 <a href="https://www.new-shuttle.jp/campany/disabled.html">https://www.new-shuttle.jp/campany/disabled.html</a> 】 |
|---|

VI その他計画に関連する事項

|  |
|--|
|  |
|--|

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。